

証券コード 353A

2026年8月12日

株 主 各 位

(電子提供措置の開始日2026年8月5日)

東京都品川区南大井六丁目16番16号 鈴木ビル大森3階

エレベーターコミュニケーションズ株式会社

代表取締役社長 薄 田 章 博

## 第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、第21期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の各ウェブサイトにて「第21期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.evcom.co.jp/ir/meeting/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、福岡証券取引所（福証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

福岡証券取引所ウェブサイト

<https://www.fse.or.jp/contents.php#listed>



(上記の福岡証券取引所ウェブサイトへアクセスいただき、「上場会社情報」の「上場会社一覧」より当社を選択いただき、「株主総会招集通知」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2026年8月26日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年8月27日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 北海道札幌市南区定山溪温泉東3丁目  
定山溪万世閣ホテルミリオーネ 2階 原生林の間
3. 目的事項  
報告事項 第21期（2025年6月1日から2026年5月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 取締役6名選任の件  
第2号議案 監査役1名選任の件  
第3号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の2つの方法がございます。



### 株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年8月27日（木曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時30分）



### 書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年8月26日（水曜日）  
午後5時30分到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX股

XXXX年X月XX日

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

ログイン用QRコード

ログインID XXXXX-XXXX-XXXX

パスワード XXXXX

〇〇〇〇〇〇〇

※議決権行使書用紙はイメージです。

➔ こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1号議案

- 全員賛成の場合 ➔ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➔ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ➔ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

#### 第2・3号議案

- 賛成の場合 ➔ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➔ 「否」の欄に○印

・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# 事業報告

(2025年6月1日から  
2026年5月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、賃金上昇等を背景に雇用・所得環境の改善が進み、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、物価上昇、金融資本市場の変動、エネルギー価格の高止まりに加え、中東情勢等の地政学的リスクへの懸念から、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社が属するエレベーター等の昇降機メンテナンス業界においては、マンションストック戸数の増加やオフィスビルの新規開発の進展に伴い設置台数が緩やかに増加しており、中長期的な保守・メンテナンスの需要拡大が見込まれております。また、利益確保を重視するコスト管理意識の高まりにより、保守契約の見直しやサービス内容の最適化ニーズも高まっております。

このような市場環境のもと、当社は、顧客ニーズに対応した保守品質の向上及び故障・災害時における即応体制の強化を目的として、営業・保守対応エリアの拡充を図るべく、2025年8月に三重支店、2026年4月に奈良支店、和歌山支店及び宮古島支店を新設いたしました。これにより、拠点間の連携強化が進み、故障対応及び復旧の迅速化が図られております。さらに、人財の確保・育成による技術力の向上に取り組むとともに、価格競争力と信頼性を兼ね備えた保守サービスの提供に努めております。

当事業年度における業務形態別の状況は、安定した保守サービスの提供、新規顧客との取引拡大等により、保守管理契約台数が順調に推移し、保守業務の売上高は1,821,796千円（前年同期比2.1%増）となりました。また、部品供給停止物件への指摘・提案の強化、施工管理体制の見直し、さらには旺盛なリニューアル需要の後押しもあり、保全・リニューアル業務の売上高は2,728,732千円（同20.4%増）となりました。その他売上高としては913千円（同154.7%増）となりました。

当社は「昇降機メンテナンス事業」の単一セグメントではありますが、参考まで、受注業務形態別（保守業務、保全・リニューアル業務、その他）に示すと、以下のとおりであります。

(単位：千円)

| 受注業務形態      | 2025年5月期  |        | 2026年5月期  |        |        |
|-------------|-----------|--------|-----------|--------|--------|
|             | 売上高       | 構成比    | 売上高       | 構成比    | 前年同期比  |
| 保守業務        | 1,783,532 | 44.1%  | 1,821,796 | 40.0%  | 2.1%   |
| 保全・リニューアル業務 | 2,264,585 | 55.9%  | 2,728,732 | 60.0%  | 20.4%  |
| その他         | 358       | 0.0%   | 913       | 0.0%   | 154.7% |
| 合計          | 4,048,476 | 100.0% | 4,551,442 | 100.0% | 12.4%  |

以上の結果、当事業年度の経営成績につきましては、売上高は4,551,442千円（同12.4%増）、営業利益は281,159千円（同6.2%増）、経常利益は290,835千円（同10.6%増）、当期純利益は182,196千円（同23.5%増）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資（顧客関連資産除く。）の総額は84,886千円であり、その主な内訳は、エレベーター関連設備として遠隔監視装置50,094千円、本社改装費14,518千円及び自社基幹システム「Assist」の改修費用7,010千円であります。なお、当事業年度において、重要な設備の売却等はありません。

## (3) 資金調達の状況

当社は、今後の事業運営及び運転資金の確保を目的として、2026年3月31日付で、金融機関より100,000千円の借入を実行いたしました。

#### (4) 対処すべき課題

当社を取り巻くエレベーター等の昇降機メンテナンス業界におきましては、既存の昇降機の改修需要の拡大、ビル所有者及びビル管理会社のコスト削減要求の増加等により、収益機会が増加しております。また、一方で、昇降機の安全稼働への社会的要請、震災時の一層の素早い対応要請の高まり、高品質かつスピーディーなサービスの提供が求められております。

このような事業環境の下、当社が認識する対処すべき主な課題は以下のとおりであり、これらの対応に尽力することが当社の社会的使命であると認識しております。

##### ① 人財の確保・育成等

当社の事業の競争力の根幹は、高品質なメンテナンスサービスを提供できる人財にあり、その確保及び育成は極めて重要な経営課題であると認識しております。

当社は、これらの課題に対処するために、定期的な技術研修の実施及び積極的な採用活動を継続するとともに、保守契約台数が多い地域を中心に人財の確保及び育成を推進し、サービス提供体制の強化を図ってまいり所存であります。

##### ② 営業の強化

当社は、現在、全国51拠点に展開しておりますが、事業基盤をより強固にするためには、各拠点における営業体制の強化と顧客対応力の向上を図り、保守契約台数の拡大につなげていくことが重要な課題であると認識しております。

当社は、これらの課題に対処するために、営業担当者の営業力及び顧客対応力の一層の向上を図るとともに、各地域において顧客に寄り添った営業活動を推進することで、地域シェアの拡大に取り組んでまいり所存であります。

##### ③ コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の充実

当社が継続的な成長を実現し、中長期的な企業価値の向上を図るためには、経営及び業務の質の向上が不可欠であり、その基盤となるコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の充実が重要な課題であると認識しております。

当社は、これらの課題に対処するため、取締役会における意思決定機能の強化、社外役員による経営監督機能の向上及び内部監査の実効性向上等に取り組むことで、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいり所存であります。また、組織機能性の強化、適材適所の人員配置及びDX推進を含む業務プロセスの最適化等に取り組むことで、内部管理体制のさらなる充実を図ってまいり所存であります。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分            | 第18期                        | 第19期                        | 第20期                        | 第21期<br>(当事業年度)             |
|----------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
|                | 自 2022年6月1日<br>至 2023年5月31日 | 自 2023年6月1日<br>至 2024年5月31日 | 自 2024年6月1日<br>至 2025年5月31日 | 自 2025年6月1日<br>至 2026年5月31日 |
| 売 上 高 (千円)     | 2,787,233                   | 3,291,243                   | 4,048,476                   | 4,551,442                   |
| 経 常 利 益 (千円)   | 75,658                      | 137,504                     | 262,815                     | 290,835                     |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 26,022                      | 74,339                      | 147,485                     | 182,196                     |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 13.70                       | 39.12                       | 77.16                       | 87.32                       |
| 総 資 産 (千円)     | 1,239,237                   | 1,317,032                   | 1,680,097                   | 1,903,852                   |
| 純 資 産 (千円)     | 28,993                      | 103,332                     | 353,259                     | 573,070                     |
| 1株当たり純資産 (円)   | 14.51                       | 53.64                       | 173.24                      | 267.49                      |

(注) 当社は、2026年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。そのため第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況  
該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容（2026年5月31日現在）

| 事業区分        | 事業内容                             |
|-------------|----------------------------------|
| 昇降機メンテナンス事業 | エレベーター等の保守・管理、保全工事及び改修・リニューアル工事等 |

## (8) 主要な事業所（2026年5月31日現在）

| 名 称        | 所 在 地                                         |
|------------|-----------------------------------------------|
| 本社         | 東京都品川区南大井六丁目16番16号 鈴木ビル大森3階                   |
| 甲府支店       | 山梨県甲府市                                        |
| 相模原支店      | 神奈川県相模原市                                      |
| 青森支店       | 青森県青森市                                        |
| その他支店及び出張所 | 北海道、東北、関東、甲信北陸、中部、関西、中国四国、九州<br>沖縄、計51支店及び出張所 |

（注）上記の主要な事業所は、開設順で記載をしております。

## (9) 従業員の状況（2026年5月31日現在）

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|-----------|------|--------|
| 248名 | 32名増      | 43歳  | 5年3ヶ月  |

（注）上記の従業員数には、パートタイマー等の臨時雇用者は含んでおりません。

## (10) 主要な借入先（2026年5月31日現在）

| 借 入 先      | 借 入 額     |
|------------|-----------|
| 株式会社阿波銀行   | 125,626千円 |
| 株式会社三井住友銀行 | 100,000千円 |
| 株式会社武蔵野銀行  | 83,986千円  |
| 株式会社りそな銀行  | 79,445千円  |

## 2. 会社の株式に関する事項（2026年5月31日現在）

- |              |            |
|--------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 3,790,000株 |
| (2) 発行済株式総数  | 1,069,640株 |
| (3) 株主数      | 626名       |
| (4) 大株主      |            |

| 株 主 名                          | 持 株 数    | 持株比率   |
|--------------------------------|----------|--------|
| そらしづ株式会社                       | 500,000株 | 46.74% |
| 薄田 章博                          | 128,000株 | 11.96% |
| 村石 誠司                          | 48,400株  | 4.52%  |
| こたろう株式会社                       | 34,000株  | 3.17%  |
| 大久保 圭太                         | 26,600株  | 2.48%  |
| 杉山 央                           | 24,200株  | 2.26%  |
| 六日市 拓也                         | 20,000株  | 1.86%  |
| PERSHING-DIV.OF DLJ SECS.CORP. | 17,500株  | 1.63%  |
| エレベーターコミュニケーションズ従業員持株会         | 12,600株  | 1.17%  |
| 藤井 周                           | 11,500株  | 1.07%  |

（注）当社は、自己株式を保有しておりません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

| 名 称                           |                     | 第 1 回新株予約権                                 |
|-------------------------------|---------------------|--------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                     |                     | 2018年 8月30日                                |
| 新 株 予 約 権 の 数                 |                     | 600個                                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数            |                     | 普通株式 12,000株 (新株予約権 1 個につき 20株)            |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額           |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                        |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (行使価格) |                     | 新株予約権 1 個当たり 13,880円 (1 株当たり 694円)         |
| 権 利 行 使 期 間                   |                     | 2020年 8月31日から2028年 8月31日                   |
| 行 使 の 条 件                     |                     | (注) 1                                      |
| 役員の保有状況                       | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 400個<br>目的となる株式数 8,000株<br>保有者数 4名 |
|                               | 社 外 取 締 役           | —                                          |
|                               | 監 査 役               | —                                          |

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権発行時において当社取締役又は監査役若しくは従業員であった者は、新株予約権行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合であって、かつ権利行使を認める旨の取締役会決議がある場合にはこの限りではない。なお、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位を失った場合には、当該新株予約権者の新株予約権の全部又は一部について、確定的に権利行使ができない旨の決議を行うことができ、その場合には、会社法第287条の「新株予約権者がその有する新株予約権を行使することができなくなったとき」に該当するものとする。

2. 当社は、2026年6月1日付をもって、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、上記「新株予約権の目的となる株式の数」は24,000株に増加し、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (行使価額)」は1株当たり347円に調整されますが、上記の記載は当該株式分割前の2026年5月31日現在の内容を記載しております。

| 名 称                          |                     | 第2回新株予約権                                      |
|------------------------------|---------------------|-----------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                    |                     | 2018年8月30日                                    |
| 新 株 予 約 権 の 数                |                     | 3,210個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数           |                     | 普通株式 64,200株（新株予約権1個につき 20株）                  |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額          |                     | 新株予約権1個につき220円                                |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価格） |                     | 新株予約権1個当たり 13,880円（1株当たり 694円）                |
| 権 利 行 使 期 間                  |                     | 2018年10月1日から2028年9月28日                        |
| 行 使 の 条 件                    |                     | （注）1                                          |
| 役 員 の<br>保 有 状 況             | 取 締 役<br>（社外取締役を除く） | 新株予約権の数 2,100個<br>目的となる株式数 42,000株<br>保有者数 1名 |
|                              | 社 外 取 締 役           | —                                             |
|                              | 監 査 役               | 新株予約権の数 400個<br>目的となる株式数 8,000株<br>保有者数 1名    |

（注）1. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
  - ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要しないものとする。但し、新株予約権者が解任及び懲戒解雇等により退職する等、本新株予約権を保有することが適切でないと取締役会が判断した場合には、本新株予約権を行使できないものとし、この場合には、会社法第287条の新株予約権者がその有する新株予約権を行使することができなくなったときに該当するものとする。
  - ③ 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合には、新株予約権の割当てを受けた者の相続人は、本新株予約権の内容の規定及び新株予約権の割当てを受けた者が本新株予約権に関して会社と締結した契約に定める条件に従って未行使の本新株予約権を相続するものとする。
  - ④ 上記①及び②のいずれかを満たさない場合で、取締役会において確定的に権利行使を認めない旨の決議がなされた場合には、会社法第287条の「新株予約権者がその有する新株予約権を行使することができなくなったとき」に該当するものとする。
2. 当社は、2026年6月1日付をもって、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、上記「新株予約権の目的となる株式の数」は128,400株に増加し、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）」は1株当たり347円に調整されますが、上記の記載は当該株式分割前の2026年5月31日現在の内容を記載しております。

## 4. 会社役員に関する事項

## (1) 取締役及び監査役の氏名等（2026年5月31日現在）

| 氏 名     | 地 位       | 担当及び重要な兼職の状況                        |
|---------|-----------|-------------------------------------|
| 薄 田 章 博 | 代表取締役社長   |                                     |
| 村 石 誠 司 | 取締役副社長    | 管理本部管掌取締役 兼 管理本部長                   |
| 岡 部 眞   | 専 務 取 締 役 | 技術本部管掌取締役 兼 技術本部長                   |
| 六日市 拓 也 | 取 締 役     | 工事部 部長                              |
| 豊 田 稔   | 取 締 役     | 品質管理部 部長                            |
| 岩 倉 慶 太 | 取 締 役     | 営業本部管掌取締役 兼 営業本部長                   |
| 渡 邊 和 則 | 取 締 役     | 株式会社アドップ 代表取締役                      |
| 松 波 竜 太 | 取 締 役     | さいたま新都心税理士法人 代表社員                   |
| 吉 岡 雅 博 | 常 勤 監 査 役 |                                     |
| 上 田 健 一 | 監 査 役     | 上田健一税理士事務所 所長<br>株式会社ケー・ビー・エス 代表取締役 |
| 小 泉 始   | 監 査 役     | いずみ法律事務所 代表弁護士                      |

- (注) 1. 取締役渡邊和則氏及び松波竜太氏は、社外取締役であります。
2. 監査役吉岡雅博氏、上田健一氏及び小泉始氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役渡邊和則氏及び松波竜太氏、監査役吉岡雅博氏、上田健一氏及び小泉始氏を証券会員制法人福岡証券取引所及び証券会員制法人札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役松波竜太氏及び監査役上田健一氏は、財務及び会計に関して、相当程度の知見を有しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは社外取締役及び社外監査役が職務を執行するにあたり、善意でかつ重大な過失がない時に限られます。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社の取締役及び監査役であります。保険料は全額当社負担とし、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約により、保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等を、当該保険により填補することとしております。ただし、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないよう、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因する損害の場合は、填補の対象外とする等、一定の免責事由があります。

### (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

#### 1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、役員の報酬等の算定方法の決定に関する方針を機関決定しておりませんが、取締役及び監査役の報酬等の額の決定に当たっては、透明性、公平性及び説明責任の確保を重視した報酬体系としております。また、任意の報酬委員会を設置し、ステークホルダーの利益に配慮するとともに、報酬制度が市場の標準に照らして適切なものであることを確認しております。報酬等の額の決定に際しては、市場水準、経営状況及び従業員給与との均衡等を総合的に勘案しております。

#### 2) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

各取締役の報酬額は、株主総会で決定された総額限度内において、各取締役の職務・職責・成果等の評価、類似企業の役員報酬水準、当社の経営状況を総合的に勘案しております。その決定にあたっては、各取締役との面談及びヒアリング、報酬委員会の開催、適宜の意見交換を経て報酬委員会が原案を作成しております。その後、取締役会において起案し、算定根拠の妥当性について質疑応答及びディスカッションを行った上で最終決定しております。監査役の報酬につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、その職責を基準に監査役会にて協議を行い、決定しております。

## 3) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 区 分            | 報酬等の総額<br>(千円) | 報酬等の種類別の総額   |                 |                | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|----------------|----------------|--------------|-----------------|----------------|-----------------------|
|                |                | 基本報酬<br>(千円) | 業績連動報酬等<br>(千円) | 非金銭報酬等<br>(千円) |                       |
| 取締役（社外取締役を除く。） | 81,930         | 81,930       | —               | —              | 6                     |
| 社外取締役          | 3,480          | 3,480        | —               | —              | 2                     |
| 計              | 85,410         | 85,410       | —               | —              | 8                     |
| 監査役（社外監査役を除く。） | —              | —            | —               | —              | —                     |
| 社外監査役          | 11,490         | 11,490       | —               | —              | 3                     |
| 計              | 96,900         | 96,900       | —               | —              | 3                     |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2018年8月30日開催の第13期定時株主総会において、年額金2億円以内（なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名であります。
2. 監査役の報酬限度額は、2018年8月30日開催の第13期定時株主総会において、年額金3千万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。

## (5) 社外役員に関する事項

## 1) 取締役 渡邊 和則

## ア. 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役渡邊和則氏は、株式会社アドップ代表取締役等、多くの会社及び団体において、取締役社長及び取締役等を務めております。

当社と当該兼職先との間には特別の関係はありません。

## イ. 当事業年度における主な活動状況

## ① 取締役会への出席状況（Web参加も含む）

15回開催うち 15回出席

## ② 発言状況

企業経営者としての豊富な経験、広告やマーケティング等の専門的な知識に基づき、社外取締役として中立的かつ客観的な立場から、重要な意思決定に参加するとともに、具体的な広告等に関する提言を行っております。

## 2) 取締役 松波 竜太

## ア. 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役松波竜太氏は、さいたま新都心税理士法人代表社員であります。  
当社と当該兼職先との間には特別の関係はありません。

## イ. 当事業年度における主な活動状況

## ① 取締役会への出席状況（Web参加も含む）

15回開催うち 15回出席

## ② 発言状況

税理士という税務会計の専門家としての知識や経験に基づき、社外取締役として中立的かつ客観的な立場から、重要な意思決定に参加するとともに、税務や会計に関する助言を行っております。

## 3) 監査役（常勤） 吉岡 雅博

## ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

## イ. 当事業年度における主な活動状況

## ① 取締役会への出席状況（Web参加も含む）及び発言状況

15回開催うち 15回出席

大手銀行やFAS業務に従事されてきた専門的な知識や豊富な経験に基づき、社外監査役として中立的かつ客観的な立場から、取締役会の運営及び議案内容について、監査上の必要な質疑及び意見を述べております。

## ② 監査役会への出席状況及び発言状況

16回開催うち 16回出席

大手銀行やFAS業務に従事されてきた専門的な知識や豊富な経験に基づき、社外監査役として中立的かつ客観的な立場から、監査役会の妥当性、適正性を確保するための助言及び提言を行っております。

## 4) 監査役 上田 健一

## ア. 重要な兼職先と当社との関係

社外監査役上田健一氏は、上田健一税理士事務所 所長、株式会社ケー・ビー・エス 代表取締役であります。

当社と当該兼職先との間には特別の関係はありません。

## イ. 当事業年度における主な活動状況

## ① 取締役会への出席状況（Web参加も含む）及び発言状況

15回開催うち 15回出席

税理士としての専門的な知識や豊富な経験に基づき、社外監査役として中立的かつ客観的な立場から、取締役会の運営及び議案内容について、監査上の必要な質疑及び意見を述べております。

## ② 監査役会への出席状況及び発言状況

16回開催うち 16回出席

税理士としての専門的な知識や豊富な経験に基づき、社外監査役として中立的かつ客観的な立場から、監査役会の妥当性、適正性を確保するための助言及び提言を行っております。

## 5) 監査役 小泉 始

## ア. 重要な兼職先と当社との関係

社外監査役小泉始氏は、いずみ法律事務所代表弁護士であります。

当社と当該兼職先との間には特別の関係はありません。

## イ. 当事業年度における主な活動状況

## ① 取締役会への出席状況（Web参加も含む）及び発言状況

15回開催うち 15回出席

弁護士としての専門的な知識や豊富な経験に基づき、社外監査役として中立的かつ客観的な立場から、取締役会の運営及び議案内容について、監査上の必要な質疑及び意見を述べております。

## ② 監査役会への出席状況及び発言状況

16回開催うち 16回出席

弁護士としての専門的な知識や豊富な経験に基づき、社外監査役として中立的かつ客観的な立場から、監査役会の妥当性、適正性を確保するための助言及び提言を行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

## (1) 会計監査人の名称

清友監査法人

## (2) 報酬等の額

|                                | 支払額      |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 18,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 18,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容・会計監査の職務遂行状況について相当性を確認し、監査時間と報酬単価の精査を通じて、報酬見積の算出根拠・策定内容について検討した結果、会計監査人の監査報酬は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意をいたしました。

## (3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

## (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、取締役会の決議により、以下の「内部統制システムの基本方針」を定め、当該方針に基づき、各種社内規程等を整備するとともに規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を確保しております。

#### ① 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

##### (コーポレート・ガバナンス)

- ・取締役会は、法令又は定款に定める事項のほか、コーポレート・ガバナンス・ガイドライン及び取締役会規程等に従い、経営の基本方針並びに業務執行に関する重要事項を決定し、組織・体制を整備するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- ・取締役会は、社外取締役を複数選定し、相互牽制機能の向上を図る。
- ・監査役会は、「監査役監査基準」、「監査役会規程」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。

##### (コンプライアンス)

- ・取締役会は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置付け、「コンプライアンスの基本原則」を策定する。
- ・取締役会は、誠実かつ公正な企業活動、反社会的勢力との関係遮断等を徹底する。
- ・法令違反行為、不正行為等を発見した場合は、予め設置された窓口に報告する体制を整備する。
- ・被監査部門から独立した内部監査部門を設置するとともに、年度ごとに「内部監査の監査方針」を策定し、これに基づき法令、業務における諸規程等の遵守態勢、リスクに対する監査を行い、その結果を、代表取締役社長及び取締役会に報告する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役は、法令、取締役会規程及び文書管理規程等により、株主総会議事録及び取締役会議事録の職務執行に係る文書を適切に保存及び管理を行い、常時閲覧できる体制を整備する。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、管理方法を社内規程等で定め、コンプライアンス体制の維持・強化を図る。
- ・経理規程、与信管理規程、危機管理規程等の諸規程の見直しを恒常的に行い、必要に応じた新規、改定の整備を行う。

## ④ 取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

## (取締役会)

- ・取締役会は、当社の目指す姿と業績目標を明確にし、経営計画を策定する。

## (本部制)

- ・業務執行の効率性を高めるために取締役が管掌役員となり、職務領域別に本部制を採用する。また、各部門長を置き、法令、定款及び社内規程等に従い、担当領域の職務を行う。
- ・経営企画部門及び管理部門は、経営計画及び損益における進捗管理を構築し、適宜改善を図る。

## (職務権限・責任の明確化)

- ・適正かつ効率的な職務を執行するため、社内規程の整備、各役職者の権限と責任を明確化する。

## ⑤ 財務報告の適正性を確保するための体制

- ・法令及び会計基準に適合した財務諸表の作成に係る社内規程を整備し、財務情報の適正かつ適時な開示体制の強化に努める。
- ・財務報告の適正性を確保するための体制の整備・運用状況について改善を図る。
- ・取締役会は、財務報告に関する基本方針を定め、財務報告の適正性を確保し、財務状態及び経営成績について、真実かつ明瞭な報告を行うための体制を整備する。

## ⑥ 監査役会への報告に関する体制

- ・監査役は、経営上の重要な会議へ出席し、また、重要な意思決定にかかる文書を閲覧することができる。
- ・取締役は、法令が定める事項の他、財務及び事業に重大な影響を及ぼす可能性がある事項については、直ちに監査役会に報告する。
- ・使用人は、当社に著しい損害を及ぼす可能性がある事実等について、直接、監査役会に報告することができる。
- ・監査役会に報告・相談を行ったことに対する不利益な取り扱い禁止の規程を整備し、役職員に周知徹底する。

- ⑦ その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 代表取締役社長は、監査役及び会計監査人と定期的に意見交換会を開催する。
  - ・ 内部監査部門は、監査に協力すること等により、監査役会との連携を強化する。
  - ・ 役職員は、監査役会の求めに応じて、随時業務執行に関する事項の説明を行うとともに、必要な監査協力を行う。
  - ・ 監査役会は、監査を行う上で必要な場合、弁護士等の専門家を活用することができ、その費用も含め監査役の職務執行上必要な費用は会社が負担する。

⑧ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ・ 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われるための体制  
当社は、毎月定例開催する定時取締役会において、重要事項又は法令及び定款で定められた事項に関する協議及び意思決定を行うほか、月次財務状況、業務執行取締役の職務執行状況等の報告も行うことで、取締役の職務執行の適法性を確保しております。また、緊急で意思決定及び報告を要する事項が発生する場合は、月1回の定時取締役会とは別に、機動的に臨時取締役会も開催できるようにしております。

- ・ コンプライアンス及びリスク管理体制

当社は、コンプライアンス及びリスク管理の体制整備を通じ、「コンプライアンス基本原則」、「コンプライアンス規程」及び「リスク管理規程」を制定しております。

また、「コンプライアンス・リスク管理委員会規程」に基づき、年6回程度の頻度でコンプライアンス・リスク管理委員会を定例開催するほか、緊急を要する場合は機動的に臨時開催し、コンプライアンスを含む経営及び事業上のリスクの抽出・分析とそれに基づく対応策の検討を行うほか、重要なクレーム及びトラブル報告、コンプライアンスの状況報告等を行うこととしております。

さらに、内部監査や監査役監査において、経営上のリスクの観点から、業務の適正性及び適法性の確保について、監査を実施しております。

- ・ 監査役の監査が実効的に行われるための体制

監査役は、監査役会を通じて、それぞれの専門的な見地から意見交換を行っており、監査役監査に活かしております。また、監査役監査、会計監査人監査、内部監査それぞれの監査の充実を図ることを目的として、常勤監査役が中心となり、これら三様監査の情報交換に関するミーティングを年2回程度の頻度で開催し、監査の有効性の向上に努めております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、現在のところ、株式会社の支配に関する基本方針について特段の定めを設けておりません。しかしながら、株主の皆様から負託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引状況や株主構成の異動の状況を常に注視しつつ、必要に応じて適切な対応を検討してまいります。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、持続的な企業成長を通じて株主の皆様へ安定的な利益還元を行うことを、経営上の最重要課題の一つとして位置付けております。将来の事業展開及び経営基盤の強化に必要な内部留保を確保しつつ、財政状態、経営成績及び経営環境を総合的に勘案し、適切な利益配分を行うことを基本方針としております。

一方で、当社は現在も成長段階にあることから、当面は内部留保の充実を図るとともに、事業拡大に向けた投資及び財務体質の強化を優先し、企業価値の向上に努めることが株主の皆様への利益還元につながるものと考えております。このため、当期の配当は実施しておりませんが、今後は事業の成長及び収益力の向上を図るとともに、財務基盤の充実に努め、早期に配当を実施できるよう取り組んでまいります。

なお、当社は、剰余金の期末配当については、決定機関を株主総会としております。また、会社法第454条第5項に規定する中間配当については、取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

貸借対照表

(2026年5月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
|--------------------|------------------|------------------------|------------------|
| (資 産 の 部)          |                  | (負 債 の 部)              |                  |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>1,601,339</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>1,073,746</b> |
| 現 金 及 び 預 金        | 646,692          | 買 掛 金                  | 275,406          |
| 売 掛 金              | 545,952          | 1年内返済予定の長期借入金          | 205,654          |
| 仕 掛 品              | 172,189          | リ ー ス 債 務              | 33,461           |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品    | 203,006          | 未 払 金                  | 94,374           |
| 前 払 費 用            | 30,609           | 未 払 費 用                | 86,105           |
| そ の 他              | 5,001            | 未 払 法 人 税 等            | 60,747           |
| 貸 倒 引 当 金          | △2,113           | 契 約 負 債                | 217,372          |
|                    |                  | 預 り 金                  | 39,220           |
|                    |                  | 賞 与 引 当 金              | 8,000            |
|                    |                  | そ の 他                  | 53,403           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>302,513</b>   | <b>固 定 負 債</b>         | <b>257,035</b>   |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>196,709</b>   | 長 期 借 入 金              | 183,402          |
| 建 物 (純 額)          | 37,781           | リ ー ス 債 務              | 73,562           |
| 工具、器具及び備品 (純額)     | 9,052            | そ の 他                  | 70               |
| 土 地                | 55,556           |                        |                  |
| リ ー ス 資 産 (純 額)    | 94,318           | <b>負 債 合 計</b>         | <b>1,330,781</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>69,542</b>    | (純資産の部)                |                  |
| ソ フ ト ウ エ ア        | 28,884           | <b>株 主 資 本</b>         | <b>572,254</b>   |
| 顧 客 関 連 資 産        | 35,127           | <b>資 本 金</b>           | <b>137,416</b>   |
| そ の 他              | 5,529            | <b>資 本 剰 余 金</b>       | <b>115,407</b>   |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>36,262</b>    | 資 本 準 備 金              | 115,407          |
| 関 係 会 社 株 式        | 2,000            | 利 益 剰 余 金              | <b>319,430</b>   |
| 破 産 更 生 債 権 等      | 7,473            | そ の 他 利 益 剰 余 金        | 319,430          |
| 長 期 前 払 費 用        | 120              | 繰 越 利 益 剰 余 金          | 319,430          |
| 繰 延 税 金 資 産        | 10,738           | <b>新 株 予 約 権</b>       | <b>816</b>       |
| そ の 他              | 23,404           |                        |                  |
| 貸 倒 引 当 金          | △7,473           | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>573,070</b>   |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>1,903,852</b> | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>1,903,852</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書  
(2025年 6 月 1 日から  
2026年 5 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額     |           |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                 |         | 4,551,442 |
| 売 上 原 価               |         | 3,153,940 |
| 売 上 総 利 益             |         | 1,397,501 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 1,116,342 |
| 営 業 利 益               |         | 281,159   |
| 営 業 外 収 益             |         |           |
| 受 取 利 息               | 1,023   |           |
| 受 取 保 険 金             | 3,388   |           |
| 受 取 賃 貸 料             | 1,040   |           |
| 受 取 補 償 金             | 4,082   |           |
| 廃 棄 物 リ サ イ ク ル 収 入   | 3,406   |           |
| そ の 他                 | 5,268   | 18,209    |
| 営 業 外 費 用             |         |           |
| 支 払 利 息               | 7,012   |           |
| そ の 他                 | 1,521   | 8,533     |
| 経 常 利 益               |         | 290,835   |
| 特 別 損 失               |         |           |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 2,041   | 2,041     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 288,794   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 102,066 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 4,532   | 106,598   |
| 当 期 純 利 益             |         | 182,196   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書  
(2025年 6 月 1 日から  
2026年 5 月31日まで)

(単位：千円)

|                             | 株主資本    |         |             |              |             |            | 新株予約権 | 純資産合計   |
|-----------------------------|---------|---------|-------------|--------------|-------------|------------|-------|---------|
|                             | 資本金     | 資本剰余金   |             | 利益剰余金        |             | 株主資本<br>合計 |       |         |
|                             |         | 資本準備金   | 資本剰余金<br>合計 | その他利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |            |       |         |
|                             |         |         |             | 繰越利益<br>剰余金  |             |            |       |         |
| 当期首残高                       | 118,311 | 96,302  | 96,302      | 137,234      | 137,234     | 351,847    | 1,412 | 353,259 |
| 当期変動額                       |         |         |             |              |             |            |       |         |
| 当期純利益                       |         |         |             | 182,196      | 182,196     | 182,196    |       | 182,196 |
| 新株の発行                       | 19,105  | 19,105  | 19,105      |              |             | 38,211     |       | 38,211  |
| 株主資本以外<br>の項目の当期<br>変動額（純額） |         |         |             |              |             |            | △596  | △596    |
| 当期変動額合計                     | 19,105  | 19,105  | 19,105      | 182,196      | 182,196     | 220,407    | △596  | 219,810 |
| 当期末残高                       | 137,416 | 115,407 | 115,407     | 319,430      | 319,430     | 572,254    | 816   | 573,070 |

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

(2025年 6 月 1 日から  
2026年 5 月31日まで)

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関連会社株式 ………移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

##### ① 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

##### ② 原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

##### ③ 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (3) 固定資産の減価償却方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。なお、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く。）及び2016年4月1日以降取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 19年

建物附属設備 8～17年

工具、器具及び備品 4～10年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法（自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法）を採用しております。顧客関連資産については、その効果の及ぶ期間（5年）による定額法によっております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (4) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備え、支給見込額の内当事業年度の負担額を計上しております。

#### (5) 収益及び費用の計上基準

エレベーター等の保守業務に関しては、顧客との契約期間におけるサービス提供を通じて、一定の期間にわたり履行義務を充足することから、契約期間にわたりサービスの提供に依りて収益を認識しております。

保全・リニューアル業務に関しては、原則として履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき、収益を一定の期間にわたり認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務が充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、顧客が検収した時点で収益を認識しております。また、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

### 損益計算書

前事業年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました、「廃棄物リサイクル収入」（前事業年度34千円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度は独立掲記しております。

前事業年度において、独立掲記しておりました営業外収益の「補助金収入」（前事業年度11,166千円）は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度は、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 10,738千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に定める会社分類を実施し、将来の利益計画に基づいて将来課税所得を見積り、当事業年度末における将来減算一時差異等に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で繰延税金資産を計上しております。

将来の利益計画は、取締役会で承認された年度予算及び中期経営計画を基礎としております。利益計画における重要な見積りは売上高であり、売上高の見積りにおける重要な仮定は、契約（平均）単価と契約数（受注数）であります。これらの数値は、過去の経験、現在及び見込まれる経済状況並びに市場動向を考慮して算定しており、「保守契約当たり単価×契約数」、「保全工事並びにリニューアル工事の平均単価×受注数」等の計算値に基づいて予測しております。将来の不確実な市場環境や経営環境の変化等により、当該前提条件や仮定に変更が生じ、実際に発生した金額が将来課税所得の見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産の取崩が発生し利益金額に重要な影響を与える可能性があります。

### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

462,190千円

(2) 担保資産及び担保付債務

① 担保に供している資産

建物

18,449千円

土地

55,556 //

計

74,005千円

② 担保付債務

長期借入金（1年内返済予定を含む。）

58,910千円

計

58,910千円

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数  
普通株式 1,069,640株
- (2) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く。）の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 76,200株

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債発生の主な原因別の内訳

|           |          |
|-----------|----------|
| 繰延税金資産    |          |
| 賞与引当金     | 2,521千円  |
| 貸倒引当金     | 3,021 // |
| 資産除去債務    | 5,056 // |
| 未払費用      | 2,363 // |
| 未払事業税     | 5,188 // |
| その他       | 34 //    |
| 小計        | 18,183千円 |
| 評価性引当額    | 7,445 // |
| 繰延税金資産合計  | 10,738千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 10,738千円 |

## 7. リースにより使用する固定資産に関する注記

ファイナンス・リース取引

（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

### ① リース資産の内容

有形固定資産 主として、エレベーター遠隔監視装置であります。

### ② リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取り組み方針

当社の主要業務であるエレベーター等の昇降機メンテナンス事業を全国に展開するための支店出店及び設備投資に必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は原則として預金として運用し、投機的な取引は行わない方針であります。また、デリバティブ契約も存在しておりません。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。なお、当社事業は日本国内において展開していることから外貨建ての営業債権は原則として存在しておらず、為替の変動リスクはありません。有価証券及び投資有価証券は、関係会社1社に対するもののみであり、その他の有価証券投資は行っておりません。

営業債務である買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。また、外貨建ての営業債務は存在しておらず、為替の変動リスクはありません。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に支店開設及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、5年以内であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)は行っておりません。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### a 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各支店が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### b 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務は存在しないため、為替の変動リスクには晒されておりません。

一部の借入金は変動金利のため支払金利の変動リスクが存在しますが、現時点において金利変動リスクは高くないと考えており、金利スワップ等のデリバティブ取引は行っておりません。

##### c 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、毎月、経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤ 信用リスクの集中

当事業年度の貸借対照表日現在における営業債権のうち特定の大口顧客に対する債権はありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。(\*2を参照ください。)

|                          | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|--------------------------|------------------|------------|------------|
| (1) 破産更生債権等<br>貸倒引当金(*3) | 7,473<br>△7,473  |            |            |
|                          | —                | —          | —          |
| 資産計                      | —                | —          | —          |
| (1) 長期借入金                | 389,057          | 388,641    | △415       |
| (2) リース債務                | 107,024          | 107,523    | 499        |
| 負債計                      | 496,082          | 496,165    | 83         |

(\*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」については、現金であること、また短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

| 区分    | 貸借対照表計上額 (千円) |
|-------|---------------|
| 非上場株式 | 2,000         |

(\*3) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

## (注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

|          | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|----------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金   | 646,692      | —                   | —                    | —            |
| 売掛金 (*1) | 545,952      | —                   | —                    | —            |
| 合計       | 1,192,644    | —                   | —                    | —            |

(\*1) 破産更生債権等で償還予定額が見込めない、7,473千円は含まれておりません。

## (注2) 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 長期借入金 | 205,654      | 96,664              | 40,192              | 4,200               | 4,240               | 38,104      |
| リース債務 | 33,461       | 26,938              | 23,259              | 16,873              | 4,858               | 1,633       |
| 合計    | 239,116      | 123,602             | 63,451              | 21,073              | 9,099               | 39,737      |

## (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価で貸借対照表に計上している金融商品  
該当事項はありません。

## ② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分      | 時価（千円） |         |       |         |
|---------|--------|---------|-------|---------|
|         | レベル 1  | レベル 2   | レベル 3 | 合計      |
| 破産更生債権等 | —      | —       | —     | —       |
| 資産計     | —      | —       | —     | —       |
| 長期借入金   | —      | 388,641 | —     | 388,641 |
| リース債務   | —      | 107,523 | —     | 107,523 |
| 負債計     | —      | 496,165 | —     | 496,165 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 破産更生債権等

破産更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定し、時価は決算日における貸借対照価額から貸倒見積高を控除した金額により算定しており、観察できないインプットで貸倒見積高等による影響があるため、レベル 3 の時価に分類しております。

## 長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

## 9. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、東京都において、当社従業員のための福利厚生施設（社宅）として、賃貸住宅を所有しております。なお、賃貸住宅の一部については、賃貸収益を得ることを目的として賃貸しているため、福利厚生施設を含む全体を賃貸等不動産としております。

当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位：千円)

| 貸借対照表計上額  |          |          | 当事業年度末<br>における時価 |
|-----------|----------|----------|------------------|
| 当事業年度期首残高 | 当事業年度増減額 | 当事業年度末残高 |                  |
| 75,786    | △1,781   | 74,005   | 100,769          |

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。  
 2. 期末の時価は、建物等の償却性資産については適正な帳簿価額をもって時価とみなし、土地については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

## 10. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|               | 売上高       |
|---------------|-----------|
| 保守業務          | 1,821,796 |
| 保全・リニューアル業務   | 2,728,732 |
| その他           | 913       |
| 顧客との契約から生じる収益 | 4,551,442 |
| その他の収益        | —         |
| 外部顧客への売上高     | 4,551,442 |

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

計算書類「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

### (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

#### ① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

|                      | 期首残高    | 期末残高    |
|----------------------|---------|---------|
| 顧客との契約から生じた債権<br>売掛金 | 476,554 | 545,952 |
| 契約負債                 | 188,910 | 217,372 |

契約負債は、主に保全・リニューアル業務における前受対価の受領により増加し、履行義務の充足により減少いたします。

#### ② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

## 11. 1 株当たり情報に関する注記

|             |         |
|-------------|---------|
| 1 株当たり純資産額  | 267円49銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | 87円32銭  |

当社は、2026年4月14日開催の取締役会決議により、2026年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。2026年5月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## 12. 重要な後発事象

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2026年4月14日開催の取締役会決議に基づき、2026年6月1日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

### 1. 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整えるとともに、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

### 2. 株式分割の概要

#### (1) 株式分割の方法

2026年5月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき、2株の割合をもって分割いたしました。

#### (2) 株式分割により増加した株式数

|                |            |
|----------------|------------|
| 株式分割前の発行済株式数   | 1,069,640株 |
| 株式分割により増加した株式数 | 1,069,640株 |
| 株式分割後の発行済株式総数  | 2,139,280株 |
| 株式分割後の発行可能株式総数 | 7,580,000株 |

#### (3) 株式分割の日程

|        |            |
|--------|------------|
| 基準日公告日 | 2026年5月8日  |
| 基準日    | 2026年5月31日 |
| 効力発生日  | 2026年6月1日  |

## (4) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については、該当箇所に記載しております。

## (5) その他

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

## (6) 新株予約権行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、2026年6月1日の効力発生日以降、新株予約権の1株当たりの行使価額を以下のとおり調整しております。

| 新株予約権の内容 | 決議日        | 調整前行使価額 | 調整後行使価額 |
|----------|------------|---------|---------|
| 第1回新株予約権 | 2018年8月30日 | 694円    | 347円    |
| 第2回新株予約権 | 2018年8月30日 | 694円    | 347円    |

## 3. 株式分割に伴う定款の一部変更について

## (1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年6月1日を効力発生日として、当社定款の一部を変更いたしました。

## (2) 定款変更の内容

| 現行定款                                             | 変更後定款                                            |
|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 第6条（発行可能株式総数）<br>当社の発行可能株式総数は、 <u>379万株</u> とする。 | 第6条（発行可能株式総数）<br>当社の発行可能株式総数は、 <u>758万株</u> とする。 |

## (3) 定款変更の日程

|         |            |
|---------|------------|
| 取締役会決議日 | 2026年4月14日 |
| 効力発生日   | 2026年6月1日  |

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年7月22日

エレベーターコミュニケーションズ株式会社  
取締役会 御中

清 友 監 査 法 人  
大 阪 事 務 所

指 定 社 員      公認会計士      矢 本 博 三  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員      公認会計士      井 川 浩 典  
業 務 執 行 社 員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エレベーターコミュニケーションズ株式会社の2025年6月1日から2026年5月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年6月1日から2026年5月31日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である清友監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年7月22日

エレベーターコミュニケーションズ株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役      吉 岡 雅 博      ㊞

監 査 役      上 田 健 一      ㊞

監 査 役      小 泉 始      ㊞

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、現任取締役8名全員が任期満了となります。つきましては、経営責任の明確化及び意思決定の迅速化を図るとともに、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を目的として、取締役2名を減員し、社外取締役2名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                 | 所 有 す る<br>当社の株式数   |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1          | すずき      だ      あき      ひろ<br><b>薄 田 章 博</b><br>(1971年1月10日生)                                                                                                           | 1989年4月 北海製罐株式会社（現ホッカンホールディングス株式会社）入社<br>1991年11月 シティハウス株式会社入社<br>1995年4月 有限会社ヒロテック 代表取締役<br>2000年4月 ジャパンエレベーターサービス株式会社入社<br>2005年7月 株式会社日本リフツエンジニアリング入社<br>2006年2月 当社設立 代表取締役社長（現任）<br>2019年4月 エレベーターアクシス株式会社 取締役 | 1,256,000株<br>(注) 3 |
|            | <b>【選任理由】</b><br>薄田章博氏は、当社創業以来、経営者として、強いリーダーシップを発揮し、当社の経営基盤の強化及び業績拡大に大きく貢献してまいりました。企業経営における豊富な経験と深い見識を有しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を牽引するに不可欠な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。 |                                                                                                                                                                                                                    |                     |
| 2          | むら      いし      せい      じ<br><b>村 石 誠 司</b><br>(1974年11月11日生)                                                                                                           | 1993年4月 日塩株式会社入社<br>1997年7月 株式会社斉藤工業所入社<br>1998年3月 丸一輸送興業株式会社入社<br>2008年8月 当社入社<br>2008年10月 当社専務取締役<br>2012年10月 当社取締役副社長（現任）<br>2019年4月 エレベーターアクシス株式会社 取締役                                                         | 164,800株<br>(注) 4   |
|            | <b>【選任理由】</b><br>村石誠司氏は、当社の取締役として健全な経営基盤の構築に尽力し、多大なる貢献をしてまいりました。強固なコーポレートガバナンス体制の維持・強化や実務に精通しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を推進する上で不可欠な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。           |                                                                                                                                                                                                                    |                     |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                        | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                           | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3          | いわ くら けい た<br>岩 倉 慶 太<br>(1968年10月15日生)                                                                                                                                              | 1991年 4月 富士ゼロックス北海道株式会社（現 富士<br>フィルムイノベーションジャパン株式会社）<br>入社<br>2023年 6月 当社入社<br>2024年 8月 当社取締役（現任）                                            | 一株                |
|            | 【選任理由】<br>岩倉慶太氏は、当社の取締役として営業活動を牽引し、当社の経営基盤強化と業績拡大に大きく貢献<br>してまいりました。現場の実務及び組織マネジメントに精通しており、新たに事業統括を担うこと<br>で、今後の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を支えるに適任であると判断し、引き続き取締役<br>候補者といたしました。              |                                                                                                                                              |                   |
| 4          | た ぶち えい じ<br>田 淵 英 治<br>(1969年11月2日生)<br><br>新任                                                                                                                                      | 1990年 4月 沖縄ソーリスト株式会社入社<br>2017年12月 株式会社エボラブルアジア（現 株式会社<br>エアトリ）入社<br>2019年 7月 株式会社リョービツアーズ入社<br>2023年 1月 当社入社 管理本部部長<br>2026年 6月 当社管理本部長（現任） | 一株                |
|            | 【選任理由】<br>田淵英治氏は、財務経理をはじめとする管理部門を統括し、経営基盤の強化や効率的な組織運営の構<br>築を中心的立場で推進してまいりました。全社的な経営戦略の策定や組織マネジメントに深く精通し<br>ており、全社を俯瞰する立場から今後の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を支えるに適任であ<br>ると判断し、新たに取締役候補者といたしました。 |                                                                                                                                              |                   |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                     | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                               | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 5          | まつ なみ りゆう た<br>松 波 竜 太<br>(1971年8月16日生)                                                                                                                                           | 1994年4月 株式会社大塚商会入社<br>2002年10月 税理士登録<br>2002年10月 松波竜太税理士事務所開所 代表社員<br>2013年5月 さいたま新都心税理士法人設立 代表社員<br>(現任)<br>2020年8月 当社監査役<br>2021年8月 当社取締役 (現任)                 | 5,200株            |
|            | <b>【選任理由】</b><br>松波竜太氏は、税理士として企業の財務・税務戦略に深く精通しており、経営に関する卓越した専門知識と広い視野を有しております。独立した客観的な視点から当社の経営陣に対する実効性の高い監督と有益な助言を行っていただくことが、持続的な成長とガバナンスのさらなる拡充に不可欠であると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。 |                                                                                                                                                                  |                   |
| 6          | すず き まさ ひで<br>鈴 木 政 秀<br>(1979年10月1日生)                                                                                                                                            | 2003年4月 ナラサキスタックス株式会社入社<br>2007年8月 住友商事北海道株式会社入社<br>2016年6月 アクセンチュア株式会社入社<br>2018年8月 Y C P Group入社<br>2021年8月 スタンドバイ株式会社入社 最高執行役員<br>C O O (現任)                  | 一株                |
|            | 新任                                                                                                                                                                                | <b>【選任理由】</b><br>鈴木政秀氏は、総合商社、大手コンサルティング会社、ベンチャー企業での豊富な実務経験に加え、グローバルな見識を有しております。独立した客観的な視点から当社の経営に対する適切な監督と助言をいただくことで、当社の持続的な成長を支えるに適任であると判断し、新たに社外取締役候補者といたしました。 |                   |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 当社は2026年5月31日を基準日として、2026年6月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上記の所有株式数は当該分割後の株数を記載しております。
3. 代表取締役社長薄田章博氏の所有株式数には、同氏が保有する資産管理会社であるそらしづ株式会社が所有する当社株式を含めて記載しております。
4. 取締役副社長村石誠司氏の所有株式数には、同氏が保有する資産管理会社であるこたろう株式会社が所有する当社株式を含めて記載しております。
5. 松波竜太氏及び鈴木政秀氏は、社外取締役候補者であります。
6. 松波竜太氏は、証券会員制法人福岡証券取引所及び証券会員制法人札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。同氏の選任が承認された場合には引き続き、鈴木政秀氏の選任が承認された場合には新たに、同取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出る予定であります。
7. 松波竜太氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年となります。
8. 当社は松波竜太氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、鈴木政秀氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の取締役及び監査役が当該保険契約の被保険者となっております。保険料は全額当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。本議案の取締役候補者のうち、再任候補者はすでに当該保険契約の被保険者に含まれており、選任後も引き続き被保険者となります。また、新任候補者についても、選任が承認された場合に当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約は、被保険者がその職務執行に関し責任を問われたこと等により生じる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補するものですが、故意の法令違反に起因する損害は填補の対象外とする等、一定の免責事由があります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役上田健一氏は、2026年8月27日をもって辞任する予定でありますので、その後任として、監査役1名の選任をお諮りするものであります。なお、本議案の候補者は新任の監査役候補者であり、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                      | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 三 鴨 麻 佑 子<br>(1977年2月4日生)<br><div>新任</div>                                                                                                                         | 2000年10月監査法人太田昭和センチュリー（現 EY新日本有限責任監査法人）入所<br>2004年4月 公認会計士登録<br>2005年4月 京橋監査法人入所<br>2008年7月 あらた監査法人（現 PwC Japan有限責任監査法人）入所<br>2015年9月 PricewaterhouseCoopers LLP（US）赴任<br>2019年3月 三鴨公認会計士事務所開設 所長（現任）<br>2020年6月 株式会社HRBrain 監査役<br>2021年6月 株式会社JCG 監査役<br>2023年12月Retty株式会社 取締役（監査等委員）（現任）<br>2023年12月株式会社アーシャルデザイン 監査役（現任） | 一株                |
| 【選任理由】<br>三鴨麻佑子氏は、公認会計士として企業会計や財務実務に深く精通しており、卓越した専門知識と広い視野を有しております。独立した立場から当社の業務執行に対する実効性の高い監査を行っていただくことが、健全な経営体制の維持と中長期的な企業価値向上を支えるに適任であると判断し、新たに社外監査役候補者といたしました。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                   |

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 三鴨麻佑子氏は、社外監査役候補者であります。
3. 三鴨麻佑子氏は、証券会員制法人福岡証券取引所及び証券会員制法人札幌証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、新たに独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 三鴨麻佑子氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の取締役及び監査役が当該保険契約の被保険者となっております。保険料は全額当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。三鴨麻佑子氏の選任が承認された場合には、同氏は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約は、被保険者がその職務執行に関し責任を問われたこと等により生じる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補するものですが、故意の法令違反に起因する損害は填補の対象外とする等、一定の免責事由があります。

### 第3号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により当社の業績向上に対する意欲や士気を高めるため、当社の取締役（社外取締役を除く。）並びに従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社取締役に対する新株予約権付与は、会社法第361条第1項第4号の報酬等に該当いたします。当社の取締役の報酬額は、2018年8月30日開催の第13期定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与分は含まない。）としてご承認いただいておりますが、当該取締役の報酬額とは別枠で、当社取締役に対する報酬として新株予約権を付与することについても、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、本新株予約権の付与は、対象となる当社の取締役（社外取締役を除く。）並びに従業員が、株主の皆様と株価上昇のメリットおよび下落リスクを共有し、中長期的な企業価値の持続的向上へコミットすることを目的としております。上場後における当社の成長フェーズに鑑み、過度なインセンティブとはならず、着実な業績達成と株価意識の向上を促す設計としていることから、当社の取締役に対して既存の金銭報酬とは別枠で本新株予約権を付与することは相当であると判断しております。

また、現在の取締役の員数は8名（うち社外取締役2名）であり、第1号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象となりうる取締役の員数は4名となります。

#### 1. ストック・オプション制度を導入する目的及び有利な条件による発行を必要とする理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。）並びに従業員に対して、新株予約権を無償で発行するものであります。

#### 2. 新株予約権の発行要領

##### (1) 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

##### (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式45,000株を上限とし、このうち、当社取締役（社外取締役を除く。）に付与する新株予約権は25,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(3) 新株予約権の総数

450個を上限とし、このうち、当社取締役（社外取締役を除く。）に付与する新株予約権は250個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、上記（2）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の福岡証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の前営業日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は権利行使の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当決議日の翌日から2年を経過した日より決議日後10年を経過する日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を除く。）並びに従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、又は従業員が定年により退職した場合、また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる（ただし相続は一回限りとする）。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。

③ その他権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の取得の条件

① 当社は、新株予約権者が上記（7）による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、取締役会決議に基づき当該新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、本新株予約権者は、本新株予約権を譲渡することができない。また、本新株予約権に対する担保権の設定、担保権設定の予約その他の一切の処分を行うことができない。

(10) 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

合併等による組織再編に際して定める契約書又は計画書等に次に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該合併等の比率に応じて、当該株式会社の新株予約権を交付する。

① 合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

② 吸収分割

吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

③ 新設分割

新設分割により設立する株式会社

④ 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤ 株式移転

株式移転により設立する株式会社

(11) 新株予約権の行使により発生する端株の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

(12) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、その他の募集事項と併せて、別途開催される取締役会の決議において定める。

以上

## 株主総会会場のご案内

### 会 場

**定山溪万世閣ホテルミリオーネ 2階 原生林の間**

〒061-2302 北海道札幌市南区定山溪温泉東3丁目



### 交通のご案内

最寄駅からのアクセス方法については、  
スマートフォンでQRコードを読み取りください。

